

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会
第11回会合 議事要旨

1 日時 平成23年10月27日(火) 10:00～11:00

2 場所 総務省8階 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

○構成員

相田構成員(座長代理)、岡村構成員、木村構成員、桑子構成員、長田構成員、
藤原構成員、別所構成員、堀部構成員(座長)

(欠席:清原構成員、國領構成員、野原構成員、松本構成員)

○ワーキンググループ主査

新美主査

○総務省

小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、原口電気通信事業部長、
安藤総合通信基盤局総務課長、古市事業政策課長、
玉田消費者行政課長、小川消費者行政課企画官、松井消費者行政課課長補佐、
園田消費者行政課課長補佐、岡井消費者行政課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

(ア) 電気通信サービス利用者WG提言について

(イ) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言

(案) のパブリックコメントの結果及び提言取りまとめについて

(ウ) その他

(4) 閉会

5 議事要旨

(1) 電気通信サービス利用者WG提言について

・資料1-1及び資料1-2に基づき、電気通信サービス利用者WG提言について、
新美主査から説明が行われ、意見交換の後、パブリックコメントに付すこととされ
た。

・主なやりとりは以下のとおり。

(相田座長代理)

・概要(資料1-1)8ページに記載されている「工事までの間は無条件で契約解除
に応じる等の対応をしている場合」とは、実際に工事をしようとした時に止める人
も多いのか。

(新美主査)

・WGでは工事に着手する前ならば無条件で契約解除に応じるということで議論をし

てきた。

(相田座長代理)

- ・工事を始めた段階でトラブルが生じているという訳ではないのか。

(事務局)

- ・そのとおり。

(座長)

- ・本日欠席の野原構成員から意見を頂戴しているので紹介する。
- ・(野原構成員意見) 利用者は、口コミサイトやQ&Aサイト、比較サイト等から自らにとって有用な情報を収集しており、そのようなサイト等と行政との間にチャンネルができていくことが重要なのではないかと。

(新美主査)

- ・WGでは、行政が多くステークホルダーと連携していくことも重要であるが、全て対応していくことは困難であるので、行政と事業者団体がうまく連携してもらうことがまず一歩だと考えている。

(岡村構成員)

- ・スマートフォンについてはマルウェアも重要な問題である。同時に、青少年に限らず、一部のアプリケーションが位置情報や端末情報を明確な同意なしに発信しているということで社会問題として取り上げられたりしている状況。マルウェアだけではなく、スマートフォンのアプリケーションの位置情報等の取扱いについても検討の場を設ける必要があるのではないかと。

(長田構成員)

- ・岡村構成員の意見に賛成。ライフログWGの再開を検討して頂いていると聞いているが、プライバシーの問題も含めてきちんと検討してもらいたい。

(木村構成員)

- ・青少年に比べて、実は青少年を保護すべき大人の方がかえってリテラシーが低い場合もあるのではないかと。青少年だけではなく大人も含めた利用者全体のレベルアップを図っていくという意味で、今後も議論を進めてもらいたい。

(相田座長代理)

- ・提言51ページに「被災地の特設公衆電話からかかって来た電話を受ける場合は、着信側の非通知拒否設定を解除する必要がある」とあるが、特設公衆電話からの発信が非通知となっているとすれば早急な対策を期待したい。

(事務局)

- ・通知設定をすると折り返し電話をする方がいて回線が混雑してしまうため、あえて非通知設定にしていると承知している。詳細について確認させて頂きたい。

(2) 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言(案)

のパブリックコメントの結果及び提言取りまとめについて

- ・資料2-1に基づきパブリックコメントに寄せられた意見に対する考え方について事務局から説明が行われ、意見交換の後、副題を付した資料2-2の提言(案)の

とおり承認された。

- ・主なやりとりは以下のとおり。

(岡村構成員)

- ・今後先にあるものとして、電気通信事業者については、個人情報及び位置情報について「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の適用がある。一方、現在は、プラットフォーム事業者やアプリケーション提供事業者が個人情報や端末情報を取得しており、これらが個人識別性を有する情報となるのか、これまで電気通信事業者を中心としてきた個人情報保護ガイドラインや、その第26条で定められている位置情報に関する規定において、どのように位置付けられるのか等を検討する機会があればよいのではないかと。
- ・その際、行政としての監督構造が変わりつつあることを念頭に置くべき。「位置情報提供事業者」として位置付けるということも考えられる。どのようなアプリケーションでどう通信をしたかというような情報は、むしろ「通信の秘密」と関わりもあり、ガイドラインの射程をどう考えるかも含めて、今後の作業の中で検討されることを期待している。

(別所構成員)

- ・提言はよくまとまっている。
- ・今後の課題として、プレイヤーの構造が違ってきていることも踏まえて、対応を考える必要がある。主要なプレイヤーが国内に存在しておらず、そのプラットフォームとなるオペレーションシステムを提供している会社は電気通信事業者という位置付けになっていない中で何ができるのか。ツイッターやフェイスブックなどは日本に販売の窓口はあっても実際の事業運営に関わっている人がいないという中で、その人達が集めてくる情報をどのように扱うのが課題。
- ・アプリケーションは海外で作成されたアプリケーションも多く、国毎に区切れない状況になっている。海外で日本の個人に関するデータも取り扱われている状況。米国でもアプリケーションにより収集されるデータについては議論があり、ウォールストリートジャーナルは長期連載を行い追跡を続けている。このような状況も踏まえ、グローバルに展開しているアプリケーションを含めたシステムのプレイヤーにどう対応していくのかを考えていかないと、国内の事業者だけを考えてやっていくことは難しくなる。どういう枠組みで検討すべきか考えていく必要がある。

(岡村構成員)

- ・これまでの青少年保護では、違法・有害情報についてアクセス先のコンテンツ内容などに関する議論を行ってきたが、スマートフォンでの問題は端末側の情報を取得されるという問題であり、議論の仕方が異なる、従来とは違った構造になっていることを前提に規制を考える必要がある。

○最後に座長から以下のコメントがあった。

- ・今回、「青少年インターネットに関する提言」がこうして取りまとまったことは、WGの主査も務めさせていただいた私にとっても大変感慨深い。

- ・今回の提言で、青少年保護バイデザインという発想が盛り込まれたことは意義深いものにとらえている。この概念は、「プライバシー・バイ・デザイン」の発想を元に、新たな危機やサービスを提供する場合は、その設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を組み込んだ形で、各関係者が体制整備等を行うことを示すものであり、今後これを幅広い関係者で実践できれば、日本は最も安全・安心な青少年インターネット利用環境を構築できるものと信じている。
- ・この提言に呼応する形で、10月24日、安心ネットづくり促進協議会において、今回の提言でも取り上げられた青少年のスマートフォン利用に関する課題について検討する作業部会が開催され、約70名が集まり熱心に議論されたところ。
- ・国際的にも、インターネット上の青少年保護については大きな関心を寄せられており、OECDにおいて青少年保護に関する勧告案(Protection of Children Online)が、委員会において今週議論され承認される方向と聞いている。これは2008年11月に日本から提案したものであり、それが結実することで嬉しく思っている。別所構成員の意見を聞いて思ったが、OECDの場で、他の国と協力を図っていくことも重要。例えばリテラシーの問題をどうするかなど、日本から積極的にOECD等の場で提案していくべきである。
- ・今回の提言が関係者の間で具体的な行動に繋がっていくことが必要であり、関係省庁、民間企業等幅広い分野の関係者の具体的な議論が更に展開していくことを期待している。

(3) その他

(ア) 議事全体を通じ以下のやり取りがあった。

(長田構成員)

- ・スマートフォン対策ではIMEI(端末識別番号)の送信についてプライバシー保護の問題を利用者の視点から検討し、課題を整理してもらいたい。
- ・前回の研究会で、インターネット上の消費者被害について発信者情報開示以外に手法がないか研究をお願いしたが状況を教えて頂きたい。

(事務局)

- ・スマートフォンの新しい課題については広く情報収集に努め、改めてご報告させて頂きたい。
- ・インターネット上の消費者被害については引き続きどのような対応が可能であるのか検討に努めているところである。

(藤原構成員)

- ・今後は日本国内のプレイヤーの様式や見識に依存して擁護できる状況にはなく、日本をはじめとするアジアではスマートフォン普及に伴い、多くの人がPC以外の端末で情報を得る時代が来ると思うが、法規制をすべきなのか、業界団体が自主的に規制すべきなのかという議論と同時に、どのような理念・理想・哲学を持ってこの分野が進むべきなのかということを高らかに提唱していかなくてはならない。

- ・優良なプレイヤーが最終的には淘汰された後生き残ると思うが、淘汰される過程で被害が発生していく。この分野はコンセンサスビルディングが重要であり、利用者の利用状況を把握するスピードを速めなくてはいけないと思う。被害が生じたときの対処を広報すると同時に、どのような被害が生じているか情報収集をする機関やサイトを運営することも重要なのではないか。

(イ) その他

- ・電気通信サービス利用者WG提言は、今週中にパブリックコメントに付す予定。
- ・次回の第12回会合はパブリックコメント終了後を予定。

以上